

○ SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について(通達)

〔 令和2年2月21日少乙達第5号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

SNSに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、また、今後、スマートフォンの更なる普及率の増加や利用者の低年齢化が想定される状況にある。

これまで、SNS上における児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対しては、サイバー補導により、児童の保護を図ってきたが、こうした状況により適切に対応するためには、不適切な書き込みに対して、広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を推進する必要があることから、今後は、下記のとおり推進することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 広報啓発活動の実施要領

(1) 実施主体

警察本部少年課とする。

(2) 対象とするSNS

被害児童が多く認められるSNSで全てのユーザーが閲覧可能な場所（いわゆるオープンスペース）での広報啓発活動が可能なものとする。

(3) サイバーパトロール

対象とするSNSを検索して、児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 書き込み内容

児童の性被害に繋がるおそれのあるものとする。

イ 地域性

書き込み内容から、県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

ウ 投稿者

児童及び児童の性被害を誘引していると思料される者とする。

(5) 広報啓発の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、当該書き込みに係るSNS

について警察本部少年課が保有するアカウントを活用し、注意喚起に資するメッセージを投稿の上、画像貼付機能があるSNSには、広報啓発用ポスター（別添）を貼付する。

イ メッセージの投稿に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いてのメッセージの投稿は行わない。

(6) 注意喚起に資するメッセージの内容

注意喚起に資するメッセージについては、投稿者に応じて次のとおりとする。

ア 児童と思料される者

この書き込みは児童買春などの被害につながるおそれがあります。また、見ず知らずの相手と会うことは、誘拐や殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

イ 児童の性被害を誘引していると思料される者

児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

2 ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

本広報啓発活動に当たっては、例えば対象とする書き込みの発見と警察への通報を少年警察学生ボランティアを始め大学生ボランティアに依頼する等、効率的な実施に努める。

3 その他

本広報啓発活動のほか、重大な犯罪や悪質性の高い犯罪に巻き込まれる可能性のある書き込みを発見した場合等、要保護児童の保護等の必要性が高いと判断される場合には、サイバーパトロールを活用した各種活動を実施すること。

なお、従来実施していたサイバー補導については、現在は運用していないことに留意されたい。

絶対に許すな 子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。

18歳に満たない子供に対する性犯罪は、
仮に子供からの同意があったとしても
重い刑罰が科されます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん
所持しているだけでも処罰の対象となります。

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害



石川県警察

